

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積りを募集します。

令和6年4月12日

独立行政法人水資源機構

琵琶湖開発総合管理所長 石橋 一恭

1. 目的

この歩掛参考見積りの募集は、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。なお、歩掛参考見積書の様式は問いませんが、件名として「航路維持浚渫設計業務（仮称）」と記載してください。
- (2) 提出期間 令和6年4月23日（火）から令和6年4月26日（金）まで
持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先 独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所長 石橋 一恭 宛
【担当】管理課 村井（むらい）
〒520-0243 滋賀県大津市堅田2-1-10
TEL：077-574-0680 FAX：077-574-1739
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積りの内容

- (1) 基本条件、作業項目及び作業内容

別紙-1 に示す第 4 節「航路維持浚渫詳細設計」から第 6 節「協議資料作成」について 1 式当たりに必要な技術者の員数を別紙-2「歩掛参考見積書作成例」を参照して記入してください。

(2) 業務費の構成と歩掛参考見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）（以下、「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「基本条件、作業項目及び作業内容」を実施する為に必要な技術者の人数等を徴取します。

なお、見積有効期限は令和 7 年 3 月末としてください。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出して下さい。

- (1) 提出期間 令和 6 年 4 月 15（月）から令和 6 年 4 月 18 日（木）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 提出先 3. (3) に同じ

- (3) 提出方法 3. (4) に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間 令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 4 月 26 日（金）まで

- (2) 閲覧方法 ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積書提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出して頂いた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

業 務 内 容

第 1 節 業務目的

本業務は、航路測量（測量箇所は令和 6 年度航路測量位置図を参照）の成果品である実測平面図に基づき、航路維持浚渫工事に必要な平面設計、施工計画検討及び各種数量計算、協議資料作成を行うことを目的とする。

第 2 節 業務場所

滋賀県大津市、野洲市、彦根市、米原市、高島市地内

第 3 節 設計条件

航路維持浚渫詳細設計の条件は、次のとおりとする。

1. 航 路 敷 高：B.S.L.-4.5m～B.S.L.-3.0m（航路によって異なる）
2. 航 路 幅：10m～68m（航路によって異なる）
3. 掘削法面勾配：1:5 を標準とする

第 4 節 航路維持浚渫詳細設計

4-1. 設計図の作成

受注者は、次表の設計図を作成するものとする。

設計図名称	縮 尺	備 考
航路浚渫平面図	1/500又は1/1,000	着色平面図含む
横 断 図	1/100～1/200	航路浚渫
その他監督員が指示する図面		

(1) 航路浚渫平面図

受注者は、実測平面図を用いて、航路浚渫平面図（参考図-2）を作成するものとする。

(2) 横断図

受注者は、航路浚渫平面図を用いて、横断図を作成するものとする。また、横断図には、掘削断面積を記入するものとする。

航路浚渫の横断図は、原則として 20m 間隔で作成するものとするが、航路の始点より 100m 以上離れた区間については、40m 間隔で作成して良いものとする。

なお、航路の変化点、浚渫の対象範囲の終点となる側線など、数量計算に必要な側線についても横断図を作成するものとする。

4-2. 数量計算

受注者は、作成した設計図に基づき、浚渫土量を算出するものとし、施設毎にと

りまとめるものとする。

また、数量の算出には、国土交通省技術政策研究所ホームページ掲載の「土木工事数量算出要領（案）」を使用するものとする。

なお、作成した着色平面図（参考図-1）及び数量計算結果（航路堆砂土量）については、第5節施工計画の対象航路選定に使用するため、11月下旬を目処に監督員に提出するものとする。

第5節 施工計画

受注者は、監督員が別途指示する対象航路について、以下の検討及び資料作成を行うものとする。また、対象航路については、本業務で作成する着色平面図及び堆積土量等を参考に、航路諸関係者との協議等を経て、12月中旬までに指示する予定である。

なお、航路諸関係者との協議等により、監督員が対象航路数の変更を指示した場合は、設計変更の対象とする。

5-1. 施工計画検討

受注者は、経済的かつ合理的な工事費用を算定するために必要な施工計画（仮設資材転用計画含む）を立案し、施工計画書を作成するものとする。また、施工計画の検討には工程検討を含むものとし、水中部作業は8月21日から11月20日までの期間に制限するものとする。ただし、この期間に変更があった場合は、監督員が別途指示するものとする。

5-2. 仮設図作成

受注者は、監督員が指示した対象航路について、汚濁防止フェンス及びH形鋼の杭長・規格を選定し、第4節で作成した平面図に汚濁防止フェンス及びH形鋼等の仕様を記載した指定仮設平面図（参考図-3）を作成するものとする。

第6節 協議資料作成

受注者は、監督員が別途指示する対象航路について、航路浚渫平面図、横断図、指定仮設平面図を用い、関連法協議の申請に必要な浚渫平面図（参考図-4）、協議用横断図（参考図-5）、協議用指定仮設平面図（参考図-6）、申請位置図（縮尺1/5,000及び1/25,000）（参考図-7）、航空写真（参考図-8）を作成するものとする。また、協議図面はA4判とし、縮尺はこれに適応させるものとする。

なお、申請位置図（縮尺1/5,000及び25,000）（参考図-7）及び航空写真（参考図-8）については、監督員が元データを提供するので、受注者にて加工して作成するものとする。

第7節 その他の留意事項

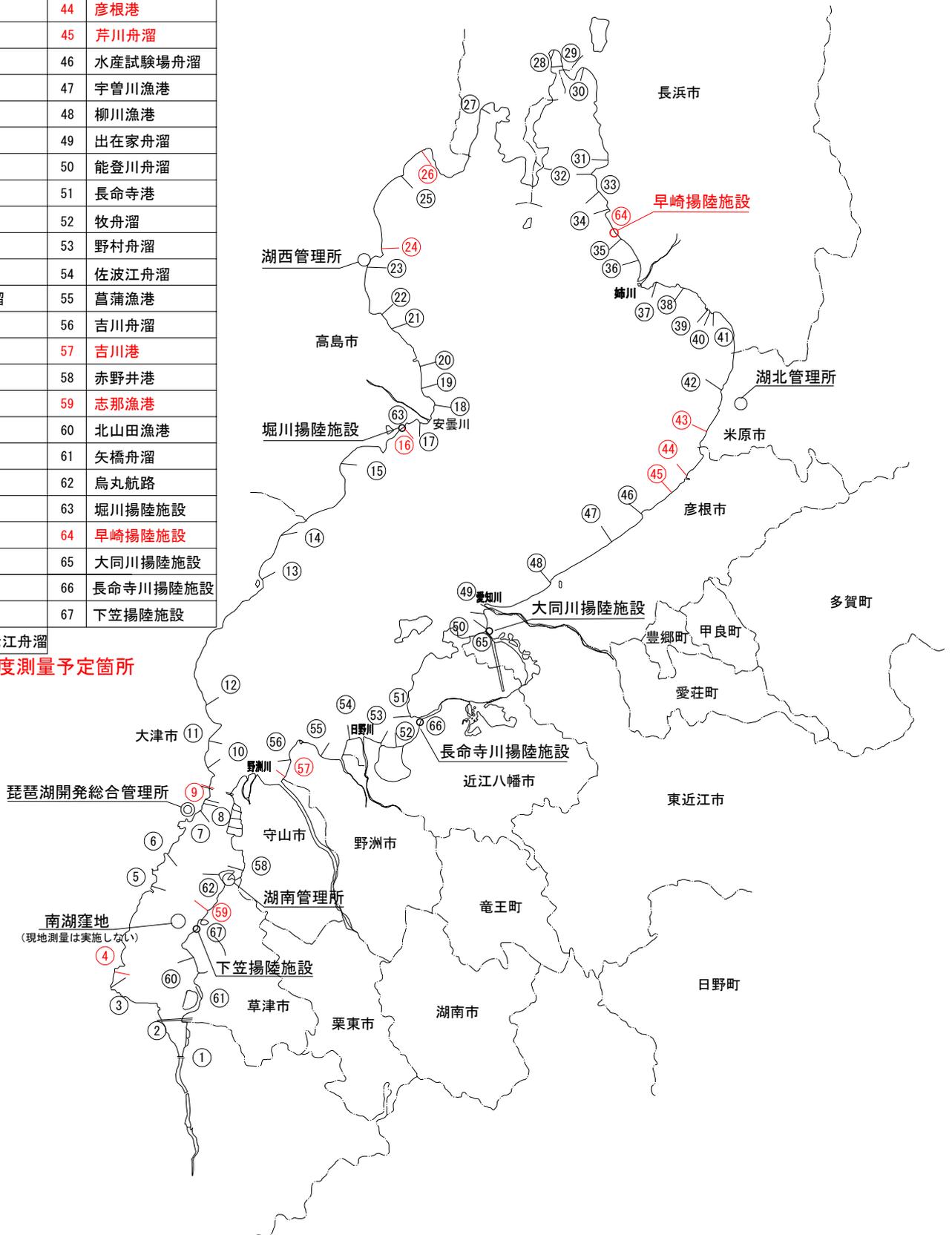
1. 図面タイトル上の区域は、施工上必要な注意事項を記入するため、原則として構造図等を記入してはならない。
2. 測点、土被り、延長及び寸法等については、単位を明示し、明示しない場合は原則 mm 単位で表示するものとする。
3. 平面図については、下記の(1)、(2)によるものとする。
 - (1) 監督員が提供する資料を基に作成するものとする。
 - (2) 接合部は、接合線を記入し、その位置を明確にするものとする。
4. 土工横断図は、算出根拠となる区分線及び数値を記入するものとする。
5. 図面は、工事発注の設計図として使用するため、工事施工の出来形管理及び品質管理に必要な諸元を記載するものとする。また、数量計算に使用した側線の位置及び横断図を全て記載するものとする。
6. 数量計算書には、算出根拠図を添付するものとする。
7. 数量算出根拠図に基づき、工事発注に対応した各工種別数量計算書を作成するものとする。
8. 数量計算書は、積算に対応できるようにとりまとめるものとする。

－ 以 上 －

番号	施設名	番号	施設名
1	粟津航路	35	早崎港
2	膳所港	36	八木浜舟溜
3	大津港	37	南浜漁港
4	大津舟溜	38	相撲舟溜
5	若宮舟溜	39	長浜舟溜
6	雄琴港	40	長浜港
7	西の切舟溜	41	米川舟溜
8	堅田港	42	天野川舟溜
9	堅田漁港	43	磯漁港
10	真野舟溜	44	彦根港
11	小野舟溜	45	芹川舟溜
12	和迹舟溜	46	水産試験場舟溜
13	南小松港	47	宇曾川漁港
14	北小松漁港	48	柳川漁港
15	大溝漁港	49	出在家舟溜
16	堀川舟溜	50	能登川舟溜
17	南船木舟溜	51	長命寺港
18	新堀舟溜	52	牧舟溜
19	北舟木漁港	53	野村舟溜
20	生水川舟溜	54	佐波江舟溜
21	針江大川舟溜	55	菖蒲漁港
22	新川舟溜	56	吉川舟溜
23	今津漁港	57	吉川港
24	浜分漁港	58	赤野井港
25	知内漁港	59	志那漁港
26	海津舟溜	60	北山田漁港
27	大浦漁港	61	矢橋舟溜
28	塩津港	62	烏丸航路
29	大辛舟溜	63	堀川揚陸施設
30	飯浦舟溜	64	早崎揚陸施設
31	片山港	65	大同川揚陸施設
32	尾上漁港	66	長命寺川揚陸施設
33	今西舟溜	67	下笠揚陸施設
34	延勝寺・海老江舟溜		

※赤字はR6年度測量予定箇所

● R6年度航路測量位置図

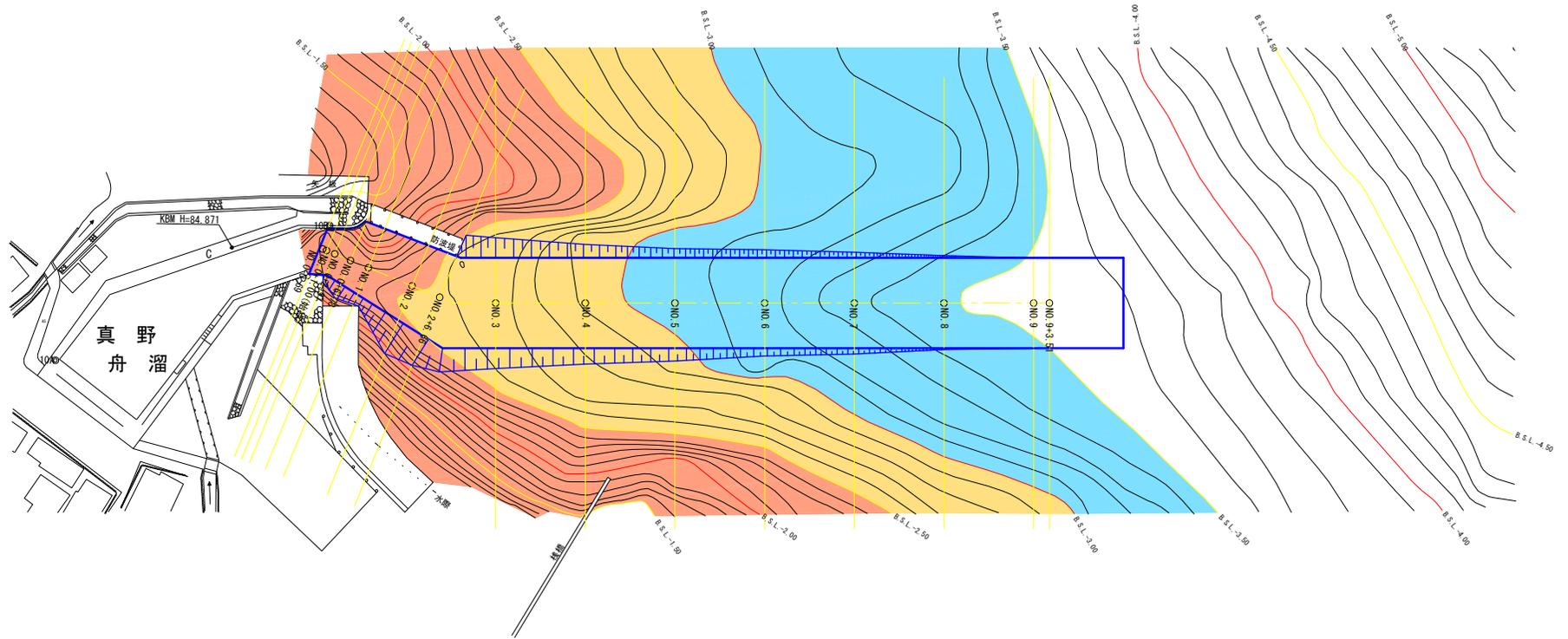


着色平面図 (参考図-1)



凡 例	
	航 路
諸 元	
延長	L=180m
幅	W=20m
敷高	B. S. L. -3.5m

堆砂量	0.0~0.5m	
堆砂量	0.5~1.0m	
堆砂量	1.0m以上	



注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではありません

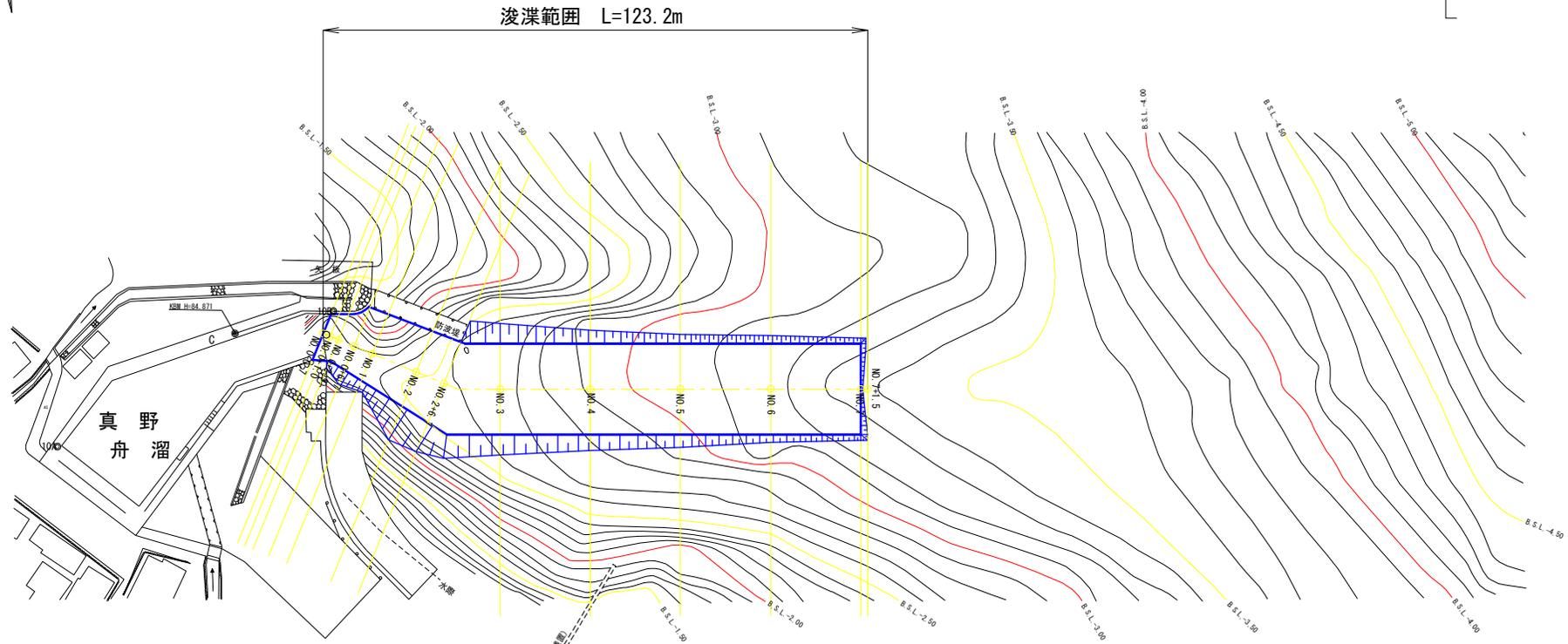
琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371	
工 事 名 琵琶湖	
名 称 着色平面図 (10) 真野舟溜	
S=1:500	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	

航路浚渫平面図(参考図-2)

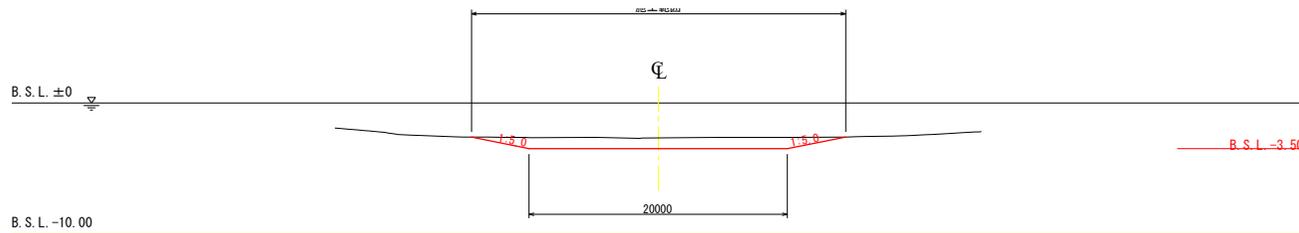
注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



凡 例	
	航 路
諸 元	
延長	L=180m
幅	W=20m
敷高	B. S. L. -3.5m



標準断面図 S=1:200



琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371	
工 事 名 務	
名 称 浚渫平面図 (10) 真野舟溜	
S=1:500	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	

指定仮設平面図(参考図-3)

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



凡例

汚濁防止フェンス H=1.0m L= 0m
汚濁防止フェンス H=2.0m L= 20m
汚濁防止フェンス H=3.0m L= 100m
汚濁防止フェンス H=4.0m L= 200m
汚濁防止フェンス H=5.0m L= 180m
汚濁防止フェンス H=6.0m L= 0m
汚濁防止フェンス H=7.0m L= 0m
汚濁防止フェンス H=8.0m L= 0m

凡例

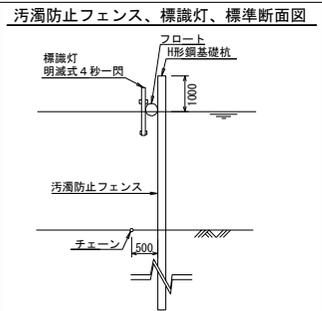
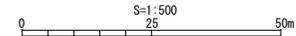
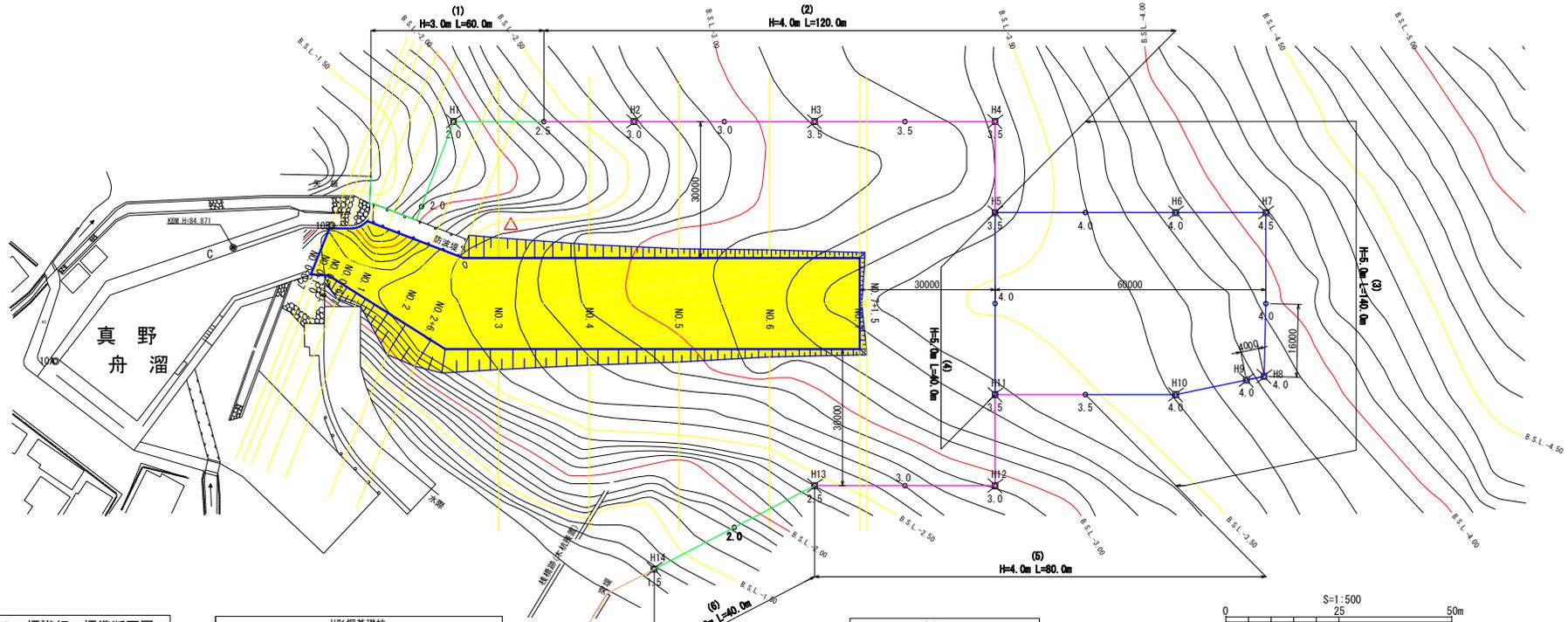
- 汚濁防止フェンス継目
- ⊗ H形鋼基礎杭 (標識灯あり)
- ⊗ H形鋼基礎杭 (標識灯なし)
- 浚渫範囲

凡例

- ▭ 航路

諸元

延長	L=180m
幅	W=20m
敷高	B. S. L. -3.5m



H形鋼基礎杭

番号	規格	根入れ長
H1	H-250×250×9×14 L=8.5m	5.33m
H2	H-300×300×10×15 L=10.0m	5.97m
H3	H-300×300×10×15 L=10.5m	5.97m
H4	H-300×300×10×15 L=10.5m	5.97m
H5	H-300×300×10×15 L=10.5m	5.97m
H6	H-300×300×10×15 L=11.0m	5.97m
H7	H-350×350×12×19 L=12.5m	6.81m
H8	H-250×250×9×14 L=10.5m	5.33m
H9	H-300×300×10×15 L=11.0m	5.97m
H10	H-300×300×10×15 L=11.0m	5.97m
H11	H-300×300×10×15 L=10.5m	5.97m
H12	H-300×300×10×15 L=10.0m	5.97m
H13	H-250×250×9×14 L=9.0m	5.33m
H14	H-250×250×9×14 L=8.0m	5.33m

座標リスト

点名	X	Y
H1	-96237.022	-6667.631
H2	-96243.265	-6628.121
H3	-96249.508	-6588.611
H4	-96255.750	-6549.101
H5	-96275.505	-6552.225
H6	-96281.747	-6512.715
H7	-96284.968	-6492.960
H8	-96320.358	-6498.977
H9	-96320.538	-6502.973
H10	-96321.257	-6518.957
H11	-96315.015	-6558.467
H12	-96334.770	-6561.587
H13	-96328.527	-6601.097
H14	-96341.086	-6639.074

汚濁防止フェンス

番号	設計規格
1	H=3.0m L=60.0m
2	H=4.0m L=120.0m
3	H=5.0m L=140.0m
4	H=5.0m L=40.0m
5	H=4.0m L=80.0m
6	H=3.0m L=40.0m
7	H=2.0m L=20.0m

琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371

工事名 務

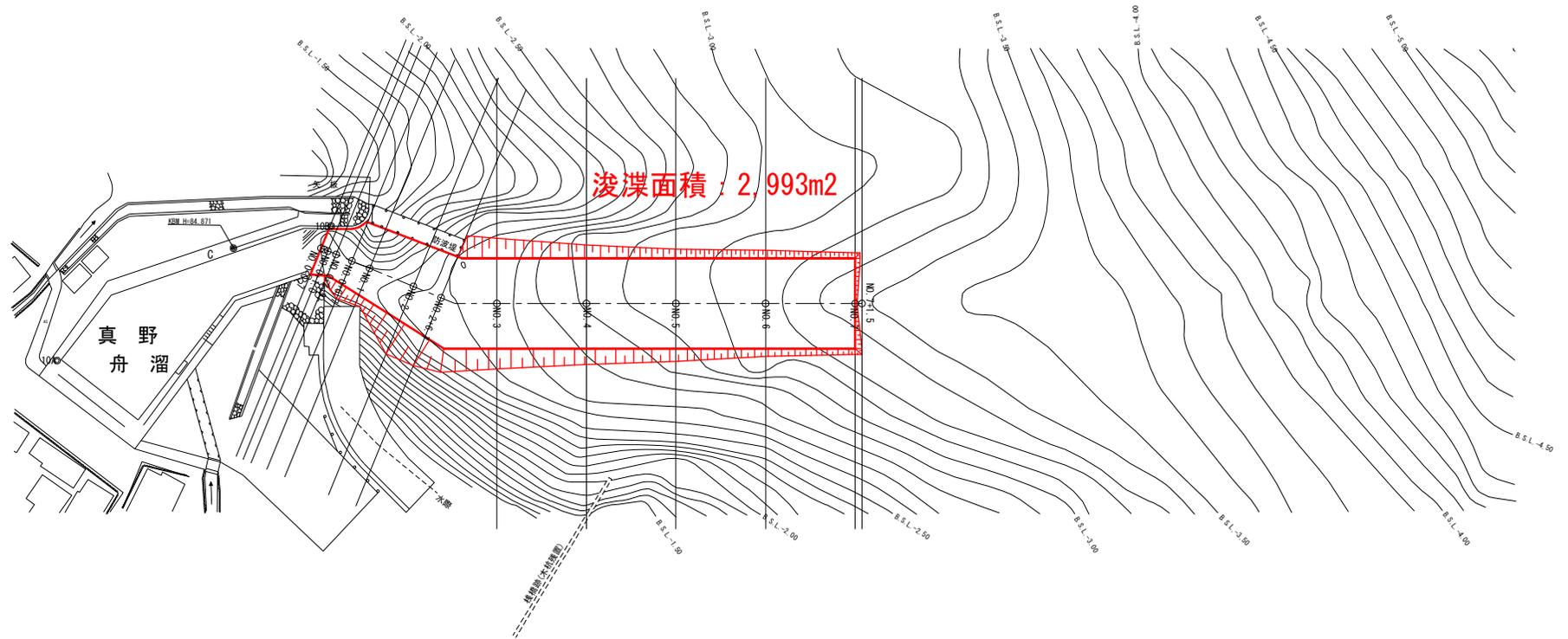
名称 指定仮設平面図(10)真野舟溜
S=1:500

登録番号 整理番号

独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合事務所

浚渫平面図(参考図-4)

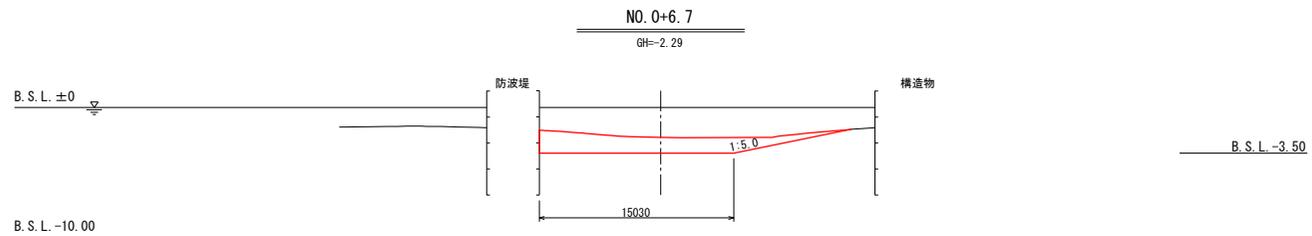
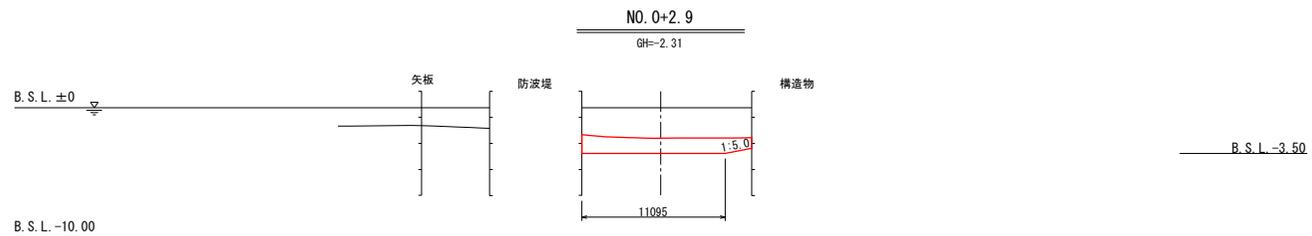
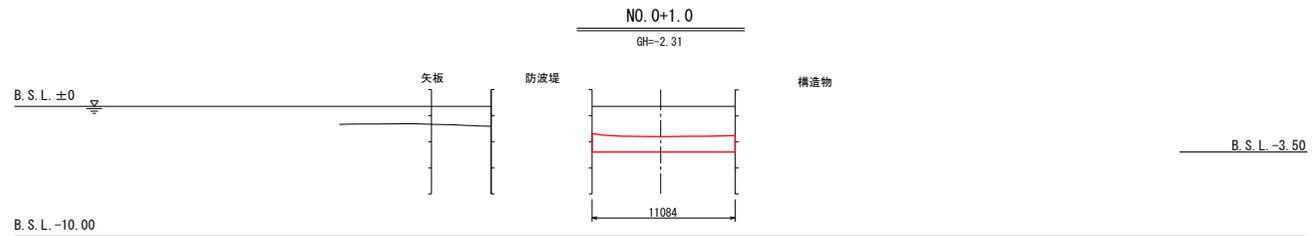
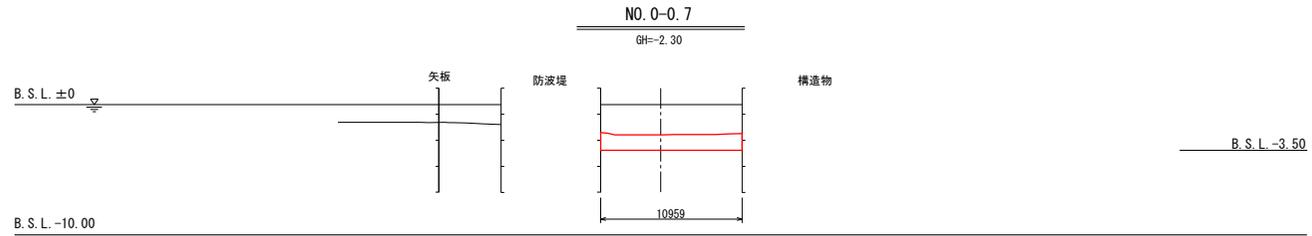
注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371

名称 浚渫平面図(真野舟溜)	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	

協議用横断図(参考図-5)



琵琶湖基準水位 B.S.L. ±0=TP+84.371

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したのではない



名称 横断図(真野舟溜) (1/4)

登録番号 整理番号

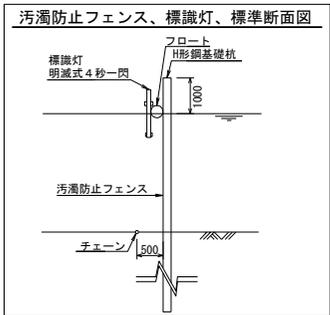
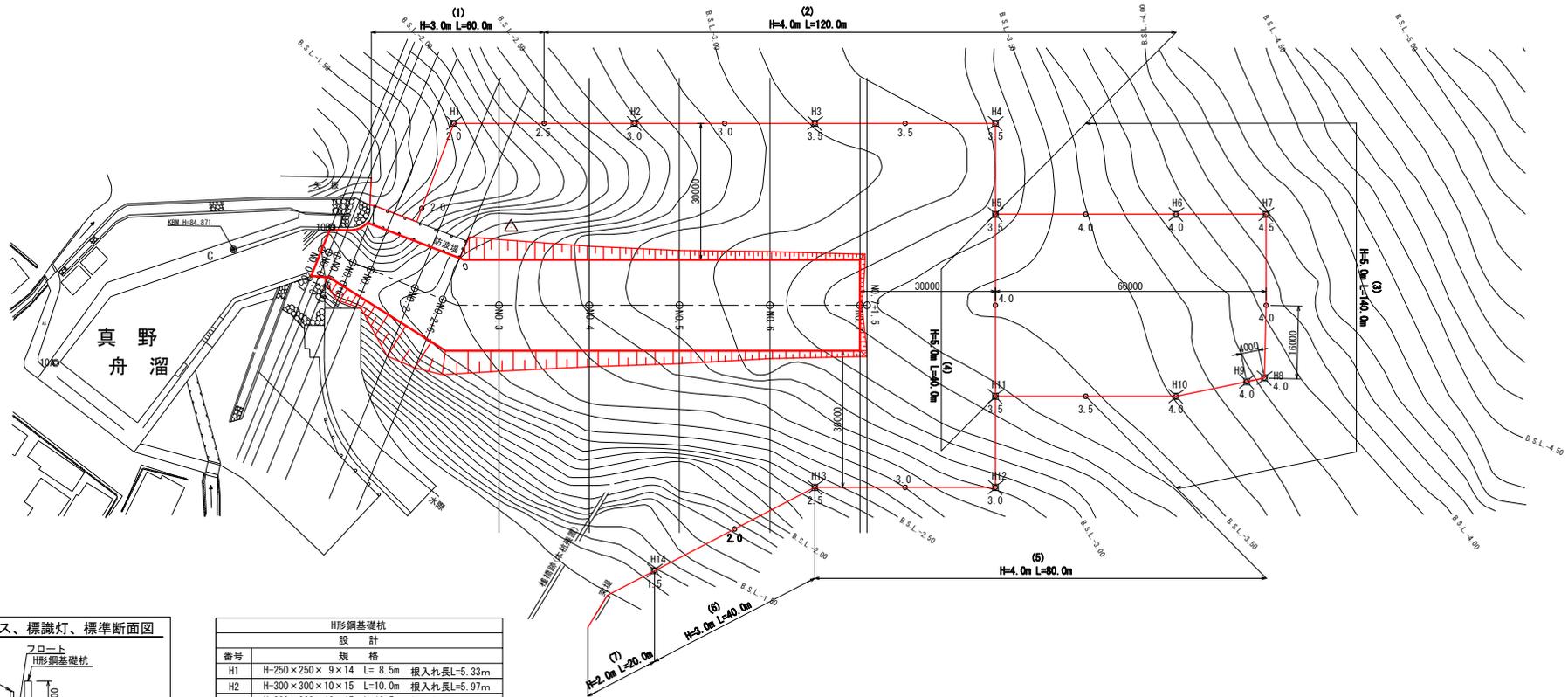
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所

協議用指定仮設平面図(参考図-6)

注) 本参考図は事例を示したものであり様式を指定したものではない



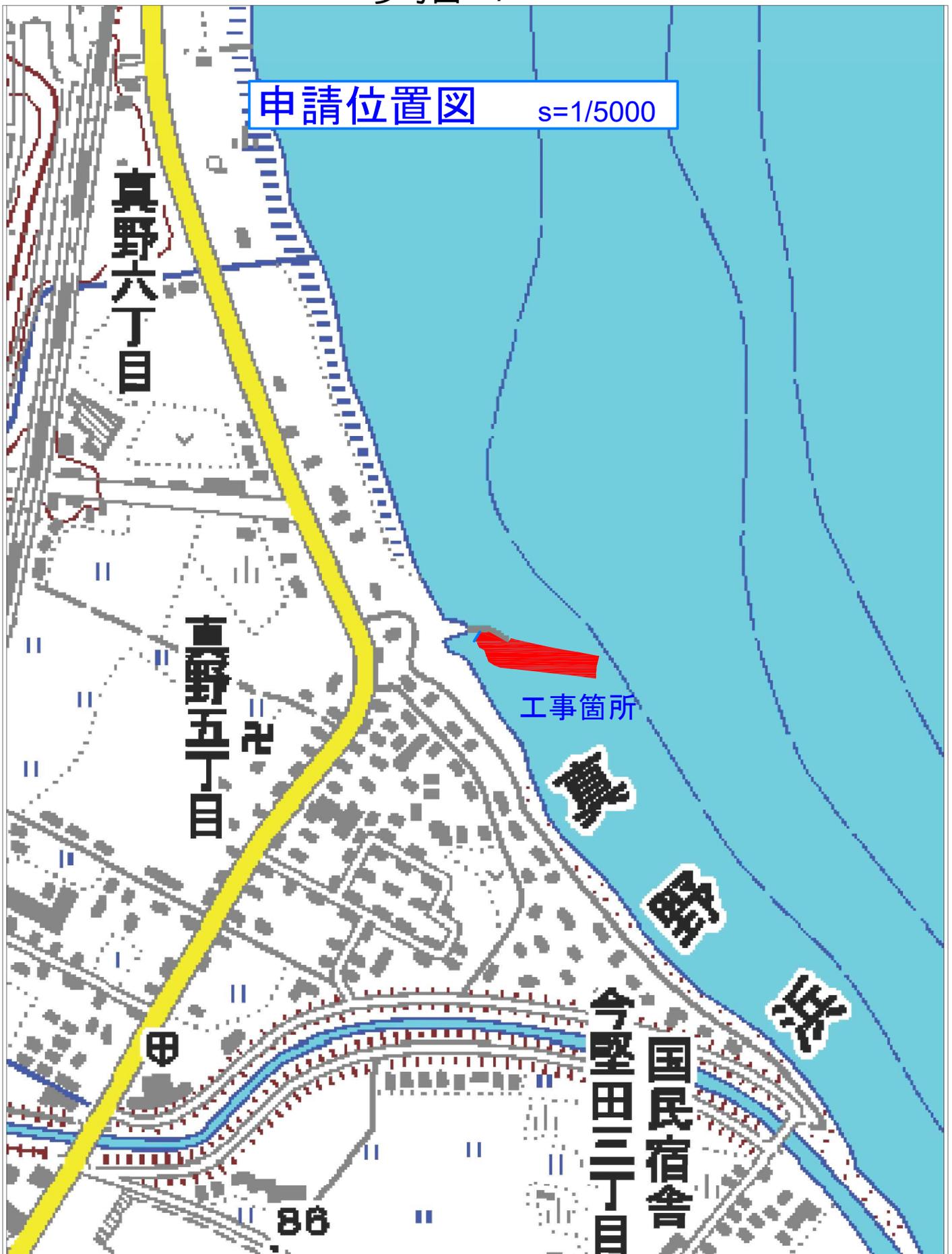
- 凡 例
- 汚濁防止フェンス継目
 - ⊗ H形鋼基礎杭 (標識灯あり)
 - ⊗ H形鋼基礎杭 (標識灯なし)



H形鋼基礎杭	
設計	
番号	規格
H1	H-250×250×9×14 L=8.5m 掘入れ長L=5.33m
H2	H-300×300×10×15 L=10.0m 掘入れ長L=5.97m
H3	H-300×300×10×15 L=10.5m 掘入れ長L=5.97m
H4	H-300×300×10×15 L=10.5m 掘入れ長L=5.97m
H5	H-300×300×10×15 L=10.5m 掘入れ長L=5.97m
H6	H-300×300×10×15 L=11.0m 掘入れ長L=5.97m
H7	H-350×350×12×19 L=12.5m 掘入れ長L=6.81m
H8	H-250×250×9×14 L=10.5m 掘入れ長L=5.33m
H9	H-300×300×10×15 L=11.0m 掘入れ長L=5.97m
H10	H-300×300×10×15 L=11.0m 掘入れ長L=5.97m
H11	H-300×300×10×15 L=10.5m 掘入れ長L=5.97m
H12	H-300×300×10×15 L=10.0m 掘入れ長L=5.97m
H13	H-250×250×9×14 L=9.0m 掘入れ長L=5.33m
H14	H-250×250×9×14 L=8.0m 掘入れ長L=5.33m

琵琶湖基準水位 B. S. L. ±0=TP+84.371

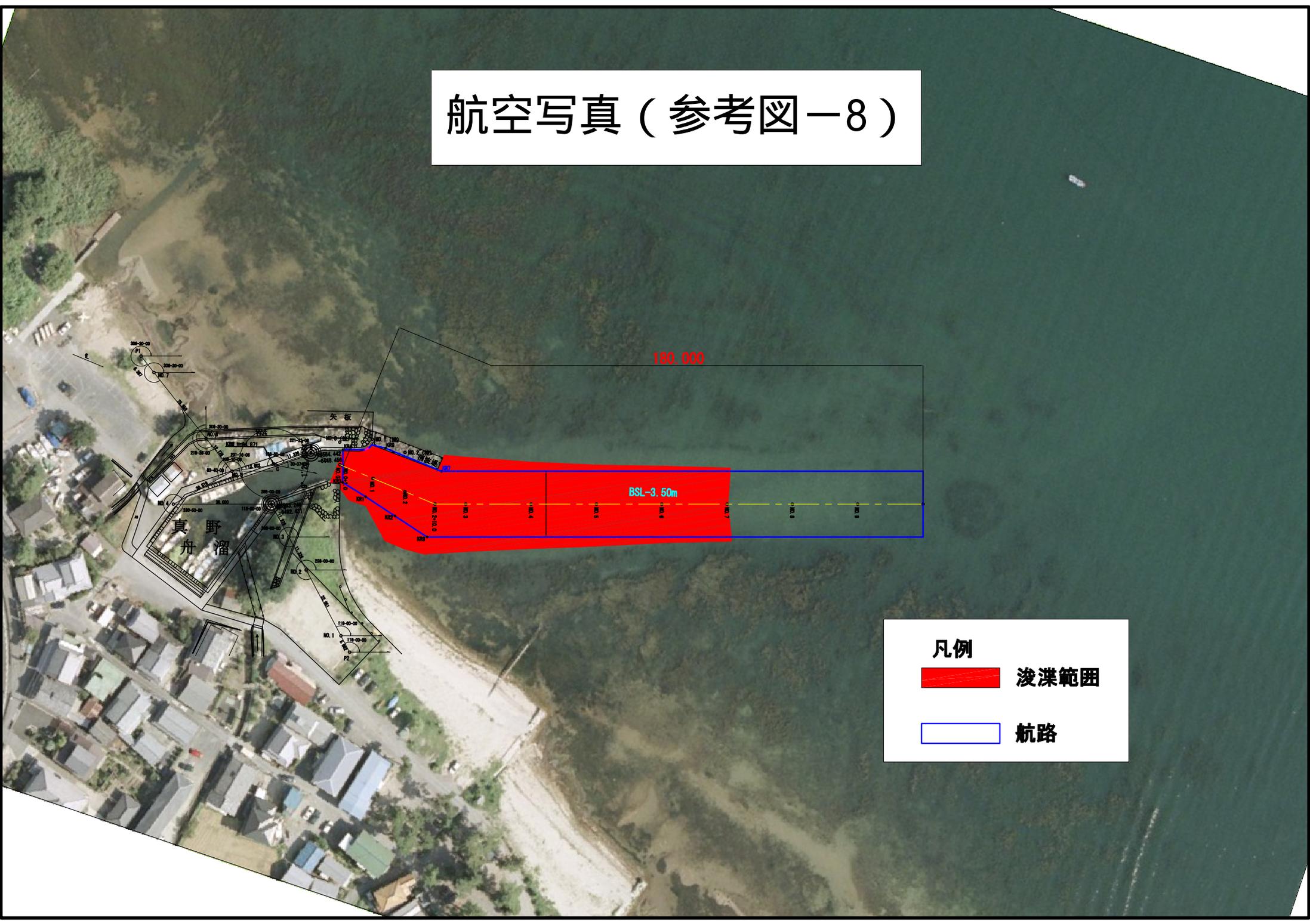
名称 指定仮設平面図(真野舟溜)	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	



備考

真野舟溜 1/5000

航空写真（参考図一8）



凡例

	浚渫範囲
	航路

航路維持浚渫設計業務（仮称）

航路延長1km当たり

項 目	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
航路維持浚渫詳細設計							
設計図の作成							
数量計算							
施工計画							
施工計画検討							
仮設図作成							
協議資料作成							

※航路延長1km当たりの人数を記入してください。

※歩掛補正がある場合は、補正後の人数を記入してください。